

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		医療法人の解散の認可
根拠条例・規則等名		医療法、知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例
条 項		第55条第6項、別表第13項四の第3号
所 管 部 課		保健福祉局 保健部 地域医療課（電話：048-829-1292）
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	<ol style="list-style-type: none"> 1 必要な事項が正確に記入され、適正に押印され、必要な書類が添付されていること。 2 社員総会又は理事会等で適正に決議されていること。 3 埼玉県医療審議会において、「解散することについて、適当と認める」旨の答申を得たものであること。
	設定等年月日	平成19年4月1日設定 平成 年 月 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	協議期間 5日（埼玉県医療審議会に諮問） 審査期間 35日
	設定等年月日	平成19年4月1日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		埼玉県医療審議会の日程に合わせ、申請受付期間を設ける